

名古屋市告示第376号

身体障害者福祉法による医師の指定辞退

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定に基づき、次のように身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師の指定を辞退する旨の申出がありました。

令和7年7月17日

名古屋市長 広 沢 一 郎

主 な 診 断 場 所	医 師 氏 名	診 断 障 害 別
医療法人貞洋会安井クリニック (名東区)	安井 桂子	聴覚障害 平衡機能障害 音声・言語機能障害 そしゃく機能障害
医療法人碧樹会山林眼科診療所 (千種区)	山林 繁	視覚障害
名古屋市総合リハビリテーションセンター附属病院 (瑞穂区)	永井 肇	肢体不自由
名古屋市総合リハビリテーションセンター附属病院 (瑞穂区)	池田 威	肢体不自由
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	岡田 朋記	ぼうこう・直腸機能障害

名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	新美 彰男	呼吸器機能障害
新生会第一病院 (天白区)	田代 温	じん臓機能障害
医療法人いつき会守山いつき 病院 (守山区)	上田 修子	じん臓機能障害
名古屋市総合リハビリテーシ ョンセンター附属病院 (瑞穂区)	堀本 佳彦	平衡機能障害 音声・ 言語機能障害 肢体不 自由
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	高橋 綾香	肢体不自由

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画